

令和7年度 町県民税申告の受付が始まります

●受付時間:午前9時から午後3時まで

※今年度より該当集落を設けておりません。ご都合のつく日でご申告ください。

中央公民館1階会議室で受け付けております。(※3月16日(月)は午前中のみの受付です。)

期日	申告会場
2月14日(土)	野方農村環境改善センター
2月15日(日)	
2月22日(日)	菱田農村環境改善センター
2月16日(月)から 3月16日(月) ※上記期間の平日のみ	中央公民館会議室(1階)

「確定申告書等作成コーナー」は
こちらから⇒



【お問い合わせ先】 大崎町役場 税務課 町民税係 ☎476-1111(内線113～115)

保健福祉課

問 介護福祉係(145)

みんなで支える介護保険

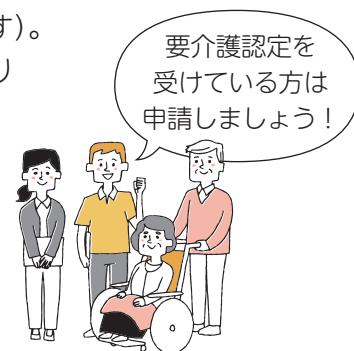
●障害者控除について

確定申告をされる方、または扶養家族で介護保険の要介護認定(要介護1以上の認定)を受けている家族のいる方については『障害者控除』の対象になりますので、介護福祉係の窓口で『障害者控除対象者認定書』の申請をお願いします。なお、申請書類をもとに調査をおこないますので、認定書については後日郵送で交付いたします(窓口では申請書の提出のみとなります)。

※障害者控除対象者の認定は、原則として12月31日における現況により
判断するものとなるため、交付は1月以降になります。

認定されると

**所得税や住民税の所得控除が受けられます！
(要支援1～2の方は対象外)**



【障害者控除の判断基準】

要介護状態区分	認定区分	控除額	
		所得税	住民税
要介護1～要介護2	障害者に準ずる	27万円	26万円
要介護3～要介護5	特別障害者に準ずる	40万円	30万円